

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

使用印

平成 31 年度の公共工事の前金払の特例に係る取扱いの適用について

平成 年 月 日付け契約締結した次の工事について、平成 31 年度における公共工事の前金払の特例に係る取扱いの適用を請求します。

記

- 1 契約番号
- 2 工事名称
- 3 請負代金額

※平成 31 年度の公共工事の前金払の特例に係る取扱い

1 特例措置の対象となる工事

特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成 32 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものとする。

2 特例措置における前払金の使途拡大内容

前払金の使途について、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大する。なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。